



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会教育長及び流山市選挙管理委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和2年3月31日

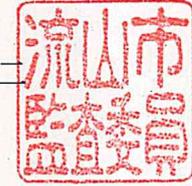
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮





第4号様式

流市民第1282号  
令和2年3月24日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について(通知)

令和2年2月20日付け流監第100号で報告のあった監査結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年2月20日・流監第100号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部 市民課	指摘 (3)	物品売買契約において、履行期間等の誤りや仕様書の未添付があった。 規則等に定められた適正な契約事務の執行をされたい。	契約書の誤記、必要書類の未添付については、書類の作成時、決裁時の確認を徹底します。 契約事務の流れに沿って確認事項をまとめたチェックリストを定め、契約事務の誤り、手続の遺漏の防止に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。